

# 君津市移動支援事業ガイドライン

令和8年3月

君津市 福祉部 障がい福祉課



## 目 次

1	移動支援事業の概要	1
2	対象者	1
3	申請方法	2
4	実施方法	2
5	対象となる外出	2
6	対象とならない外出	3
7	特例で認められる外出	4
8	支給決定量	4
9	身体介護を伴う・伴わないの判断基準	5
10	利用者負担	6
11	報酬単価等	6
12	利用に関するQ&A	7

## 1 移動支援事業とは

屋外での移動が困難な障害児者の移動中や目的地における移動、排泄、食事、危険を回避するための支援などをヘルパーが付き添って行うことにより、障害児者の自立生活及び社会参加の促進を図るものです。

本ガイドラインにおいて本事業は「移動支援」と表記します。

## 2 対象者

君津市に居住している方で、君津市の住民基本台帳に記録されている方若しくは障害福祉サービスであるグループホーム等の施設に入所する前に、君津市の住民基本台帳に記録されていた方で、屋外での移動に著しい制限がある次のいずれかの方を対象とします。

なお、君津市以外の市区町村で介護給付費等の支給決定を受けている方は対象外です。

また、児童の利用については、保護者又は家族による支援が原則であるため、ご相談ください。

障害種別	対象要件
身体障害	○視覚障害者（児） ○全身性障害者（児）（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に規定する障害程度の等級が1級に該当する障害者（児）であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害者（児）をいう。）
知的障害	○療育手帳をお持ちの方
精神障害	○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ○自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方 ○精神障害を事由とする障害年金を受給している方 ○医師の診断書で精神障害であることを証明できる方
難病等対象者	○特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 ○医師の診断書で障害者総合支援法の対象疾病に該当する難病等を証明できる方（厚生労働省の「障害者総合支援法の対象疾病一覧」を参照してください）
その他	○特別児童扶養手当を受給している児童 ○医療機関等で発達障害の診断を受けている方

### 3 申請方法

移動支援を必要とする障害者本人やその保護者等からの申請により、市はその必要性等を勘案したうえでサービスの支給決定を行います。利用者は支給決定量（※）の範囲内で本市に登録された事業者と契約を行い、移動支援を利用します。

※支給決定量は、申請の際に利用目的や頻度を聞き取り、市が決定します。

（申請に必要な書類）

- ・利用対象者に該当すると証明できる書類（障害者手帳、年金証書、自立支援医療受給者証等）。詳しくは市へご確認ください。
- ・はんこ

（申請から利用までの流れ）

- ① 市役所に申請、利用内容等の聞き取り
- ② 支給決定
- ③ 受給者証交付
- ④ 障害者本人または保護者が移動支援事業者と契約を締結
- ⑤ 市が支給決定した範囲内で移動支援を利用

申請から受給者証交付まで、2週間から1ヶ月ほどの期間がかかります。

### 4 実施方法

個別支援型：個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援

- ・移動の方法は、原則徒歩または公共交通機関（バス、車、タクシー（介護タクシー含む））等を利用します。
- ・外出先において継続して、排泄、食事等の介助、金銭の支払い、計算の代読、代筆、見守り等の介助を受けることができます。

※乗車前、乗車中、乗車後の障害児者への介助を含まない、送迎のみの単なるタクシー代わりの利用はできません。（例：ヘルパーが運転して、本人以外に同乗者がいない場合の移動時間は算定対象にはなりません。）

### 5 対象となる外出

（1）社会生活上不可欠な外出

- ・本人同伴の買い物
- ・冠婚葬祭への出席

- 各種団体行事や地域行事、会合等への参加
- 学校や施設の見学及び利用の手続き等の参加
- 参政権に係る投票所への送迎、投票の参考にするための演説会への参加等

#### (2) 余暇活動等社会参加のための外出

- 講演会、博覧会、美術館、文化教養講座等への外出
- トレーニングジムやプール等のスポーツ施設や公園等への外出
- 友人、親戚等への訪問
- 散歩
- 外食やレジャー施設、映画館、カラオケ、コンサート等への外出
- 一般的に行われる初詣、お宮参り、クリスマスイベント等の宗教行事への外出
- 墓参り、病院へのお見舞いや面会等への外出等

※『自宅～目的地～自宅』の一連の行為が移動支援の対象となります。この一連の行為の中で、自宅から目的地（目的地から自宅）の支援を家族等が行う場合について、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

## 6 対象とならない外出

#### (1) 営業活動等の経済活動に係る外出

#### (2) 障害者総合支援法上の介護給付等に位置付けられるサービス

- 知的、精神障害のある方の危険回避、パニック対応、行動面のサポート（行動援護）
- 視覚障害により移動が著しく困難な方の移動時の情報提供や安全確保（同行援護）
- 障害者及び障害児施設等への通所
- 持病等による定期的な通院（定期的な通院や自宅からの通院は、居宅介護の通院等介助）
- 官公署等での公的手続き（通院等介助）
- 施設入所している方の余暇活動等による外出

#### (3) 通年かつ長期にわたる外出

- 年間を通し、日々継続して必要となるような外出（通院、通学、通勤、通所、通園、学童保育等）

ただし、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日・同一時間帯になっている外出や定期的となっている外出は、利用可能

また、保護者の疾病や入院等により、介助が困難な場合は利用可能な場合がありますので、事前にご相談ください。

(4) 社会通念上適当でない外出

- 布教活動や勧誘等の宗教活動
- 政治活動
- その他、社会通念上適当でないと判断される場所（居酒屋、風俗店、競馬場、競輪場、パチンコ店等）

## 7 特例で認められる外出

- 障害児の外出については保護者又は家族による支援が原則ですが、下記に当てはまる場合はご相談ください。

- (1) 障害特性に起因する強い行動障害、多動、衝動性、突発的な飛び出し、パニック行動等により、保護者等のみでは安全な外出の確保が著しく困難であると認められる場合
- (2) 医療機関、相談支援専門員、学校等の関係機関から、外出時の専門的支援の必要性が示されている場合
- (3) 保護者又は家族が病気、出産、就労等の理由により送迎や付き添い等が困難である場合

※上記項目については、市が個別の状況を総合的に勘案し、社会参加の機会確保および安全確保の観点から判断します。

- 短期入所先への移動支援については原則対象外ですが、短期入所先の施設に送迎支援がなく、下記に当てはまる場合はご相談ください。

- (1) 短期入所先へ送る予定であった家族等の疾病や入院等により、介助が困難となった場合
- (2) 家族等が高齢により、短期入所先への送迎が困難な場合

※短期入所利用後の帰宅の際の移動支援の利用についても同様です。

## 8 支給決定基準量

移動支援の支給決定時間の基準量は、原則として 月32時間 とします。（類似する障害福祉サービス（同行援護等）の支給決定基準量と同等）

ただし、本人や家族の状況により、やむを得ない場合は勘案の上判断しますので、ご相談ください。

## 9 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

「身体介護を伴う・伴わない」の判断は、移動支援の申請時に下記の判断基準に基づき、市の聞き取りによって行います。

区 分	判 断 基 準
身体介護を伴う	<p>1 障害者</p> <p>次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 障害福祉サービスにおける居宅介護の通院等介助(身体介護を伴う)の対象者</p> <p>(2) 障害支援区分の認定を受けていない者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、次の①～⑤の3つ以上に該当がある場合</p> <p>①歩行「全面的な支援が必要」</p> <p>②移乗「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>③移動「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>④排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>⑤排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(3) 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目の点数が10点以上の場合</p> <p>2 障害児</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 小学生以下の児童で身体に触れる支援を必要とする場合</p> <p>(2) 中学生以上の児童で障害児通所給付における就学児サポート調査票の調査項目のうち、次の①又は②に該当する場合</p> <p>①調査項目①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の場合</p> <p>②調査項目⑤～⑳の合計点数が10点以上の場合</p>
身体介護を伴わない	上記の「身体介護を伴う」に該当しない場合

## 10 利用者負担

移動支援にかかる利用者の負担割合については、利用者の属する世帯の所得状況によって、次のとおりとなります。

	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	無料	無料	10%

※事業所ごとに実費部分（ガソリン代等）の支払いが必要になります。

※世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとし、下記のとおりとなります。

※公共交通機関での移動に係る運賃や入園料がかかる場合での実費は支援者の分も含め利用者の負担です。

＜収入を確認する世帯の範囲＞

- 18歳以上の障害者：障害者本人とその配偶者  
※施設に入所する18歳、19歳を除く。
- 障害児：保護者の属する住民基本台帳での世帯  
※施設に入所する18歳、19歳を含む。

## 11 報酬単価等

単位：円

日中（午前8時～午後6時）		
所要時間	身体介護伴う	身体介護伴わない
30分まで	2,540	1,050
30分を超え1時間まで	4,020	1,970
1時間を超え1時間30分まで	5,840	2,760
1時間30分を超え2時間まで	6,670	3,460
以降30分を増すごとに加算	830	700

- 早朝時間帯（午前6時～午前8時）及び夜間時間帯（午後6時～午後10時）は、基本単価の他に25%を乗じた額を加えます。また、深夜時間帯（午後10時～午前6時）は50%を乗じた額を加えます。
- 時間帯が複数ある場合、障害福祉サービスの通院等介助における算出方法に準じます。
- 10円単位で端数切り上げとします。

## 12 利用に関するQ&A

Q1 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか

ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

Q2 ヘルパーの待ち時間はサービス時間に含まれますか

利用者がスポーツや映画を見ている間などで本人への介助が必要なく、ヘルパーが支援を行っていない「単なる待ち時間」の場合は移動支援の対象となりません。

Q3 支給決定時間を超える利用はできますか

原則として、支給決定時間を超える利用はできません。なお、支給決定時間を超えて利用したい場合は、市は具体的な状況の聞き取りを行い、その必要性等を勘案したうえでサービスの支給量変更の決定を行います。支給量変更の決定がなされていない内に、支給決定時間を超える請求をすることはできません。

Q4 病院の入退院時に利用できますか

原則として認められませんが、保護者の疾病や入院等により、介助が困難となった場合には、入退院時の病院への移動について利用できます。また、入院中の方が一時帰宅をしている場合にも、移動支援の対象として認められる目的や場所であれば利用できます。ただし、入院中の一時外出は利用できません。

Q5 移動支援を二人体制（二人介護）でお願いすることはできますか

利用者の身体的な理由等により、「一人の介護者による支援が困難」と市が認めた場合には可能ですので、ご相談ください。また、二人介護の場合は単価も2人分になります。

Q6 外出の準備は移動支援に含まれますか

外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）は移動支援に含まれます。また、外出から帰宅した直後の支援（更衣介助、荷物整理等）も移動支援に含まれます。居宅介護の身体介護が支給決定されている方で、準備が長時間かかるような場合は、居宅介護の身体介護を利用すべきか検討する必要がある

るため、相談してください。また、準備として捉えてよい支援かどうかの判断等についても、事前にご相談ください。

**Q7 介護保険を利用している人は移動支援を利用できますか**

介護保険のサービスを利用できる（生活援助でヘルパーに食材等を買ってきてもらえればそれで済む場合など）場合は、介護保険のサービスが優先となります。

**Q8 グループホームに入居している方は移動支援の対象となりますか**

原則として、グループホーム入居者の障害福祉サービスの通院介助については、事業者が対応することになります。

なお、利用においては、障害福祉サービスの「サービス利用計画（案）」に移動支援が位置づけられていることが必要です。

**Q9 施設入所している方は移動支援の対象となりますか**

障害者支援施設に入所している施設入所者で、施設による外出支援については、移動支援を利用することはできません。施設による外出支援ではなく、移動支援事業所による外出支援を希望する場合は、利用者本人の具体的な状況を勘案し、判断しますので、ご相談ください。

**Q10 移動支援利用のため「サービス等利用計画（案）」の提出は必要ですか**

移動支援等の地域生活支援事業のみを申請する場合は、「サービス等利用計画（案）」の提出は不要です。ただし、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）を利用されている方、これから併用して利用しようとしている方は、移動支援が位置づけられている「サービス等利用計画（案）」の提出が必要になります。

**Q11 放課後に学校から移動支援の利用をすることは認められますか**

原則として認められず、一旦帰宅してから移動支援を利用することになります。ただし、障害を事由とするこだわり等により、一度帰宅すると、外出できない等のやむを得ない状況がある場合は、ご相談ください。

**Q12 目的地が複数の場合は認められますか**

移動支援の対象として認められる目的や場所であれば、家を出発して帰宅するま

での間に、複数の目的地があったとしても移動支援として認められます。ただし、複数の目的地の中に対象外の目的地があった場合には、一部移動支援の対象外の区間が発生します。移動支援の対象の目的地と対象外の目的地が混在する場合は、事前にご相談ください。

**Q13 目的地（現地）のみの利用はできますか**

移動支援の対象として認められる目的や場所であれば、送迎は家族で対応し、目的地（現地）のみの利用もできます。

**Q14 移動支援事業所の実費分（ガソリン代等）を助成する制度はありますか**

現在、君津市ではそのような制度はありません。

**Q15 塾や習い事のための利用は認められますか**

通年かつ長期にわたる外出ではないことや、余暇目的であれば認められる場合があります。

**Q16 複数の事業所を利用することはできますか**

それぞれの事業所と契約を結んでいるのであれば可能です。また、市外の事業所であっても、その利用者の援護市が君津市であれば、君津市の報酬単価が適用されます。君津市に登録されていない事業所を利用したい場合は、契約を結ぶ必要があるためご相談ください。

**Q17 居宅介護に引き続き、同じヘルパーが移動支援を提供できますか**

利用できますが、利用者・ヘルパーともに、障害福祉サービス及び介護保険サービスの居宅介護（身体介護・家事援助）と移動支援の業務内容があいまいになることが考えられるため、個別支援計画等で分けを明確にすることが必要になります。

**Q18 突発的な利用はできますか**

事業所の予約の空き状況により、受けられるのであれば可能です。ただし、支給決定量を超えないように注意してください。

**Q19 訪問後、外出できなかった場合は移動支援として請求できますか**

外出準備の支援をしていた時間は請求できます。ただし、外出準備の時間が長時間

(1時間以上)かかるような場合に、移動支援と居宅介護(身体介護)を併用している利用者では、移動支援で請求するか、居宅介護の身体介護で請求するかを個別に判断しますのでご相談ください。

**Q20 利用者が当日キャンセルした場合は請求できますか**

請求できません。キャンセル料やその他取扱いについては、契約時に事業者と利用者の2者間で取り決めてください。

**Q21 通院後に買い物をしてから帰宅した場合に、どのように請求したら良いですか**

この場合は、行きを「居宅介護(通院介助)」、帰りを「移動支援」で請求してください。その他、基本的な利用の仕方(『自宅～目的地～自宅』)が異なる場合のサービスの利用可否や利用方法等については、ご相談ください。

**Q22 移動支援事業と介護給付(居宅介護・身体介護)は連続して利用できますか**

事前に両方の支給決定を受けていれば利用できます。ただし、利用者負担金が別々にかかりますのでご注意ください。

**Q23 1回当たりのサービス提供時間に制限はありますか**

1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

**Q24 君津市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか**

1日の範囲内で用務を終えるものであれば、市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

**Q25 宿泊旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか**

一日の範囲内で用務を終えるものが移動支援の対象となりますので、移動支援の対象とはなりません。

**Q26 学校行事(遠足、社会見学等)で外出する際に移動支援を利用することはできますか**

学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

Q27 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか

移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排泄等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。

したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、介助や見守りを含まない「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

Q28 外出のための用意をしていたが、突然利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか

外出のための着替え、準備、排泄等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

Q29 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では、提供できるサービスに差がありますか

「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」については、あくまでも報酬上の区分になりますので、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

Q30 外出の目的地が移動支援のサービス提供事業所である場合に、移動支援の利用は可能ですか

外出の目的地が移動支援事業所である場合は、いわゆる「預かり行為」と見なされるため、移動支援の対象とはなりません。

ただし、目的地等のトイレでは排泄の介助が行えないといった事情があり、やむを得ず、排泄行為のためにサービス提供事業所に立ち寄った場合は、移動支援の対象となります。



移動支援は「地域生活支援事業」の内の1つであり、各市で事業内容の詳細を決定する市町村事業とされています。そのため、君津市における移動支援事業の考え方をまとめました。今後の法令通知や社会情勢等により変更することがあります。

ご不明な点がございましたら、下記の間合わせ先までご連絡ください。

【間合わせ先】

〒299-1192

君津市久保2丁目13番1号

君津市 福祉部 障がい福祉課 障がい者支援係

TEL：0439-56-1181 FAX：0439-56-1220